



りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 1 月 14 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

サービス貿易等項目の対外支払における納税証明の提出について

2008年11月25日、国家外貨管理局、国家税務総局より『サービス貿易等項目にかかる対外支払時における納税証明の提出に関する通知』が発表されました。本通知によって、従来はサービス貿易等の対外送金に際して金額に拘わらず提出が必要であった納税証明が、2009年1月1日より、3万米ドル相当を超える場合のみ、提出が義務づけられることとなりました。具体的な内容は以下の通りです。

【制度の概要】

2009年1月1日より、3万米ドル相当を超えるサービス貿易等項目の決済に伴う対外送金には、送金取組銀行に管轄する税務当局の認証を受けた納税証明の提出が必要で、3万米ドル相当以下(3万米ドルを含む)の場合は不要となりました。また、各種あった納税証明書式のフォームが統一されたほか、納税証明提出の対象となる項目と対象外の項目についても明確化されました。

1. 納税証明提出の対象となるサービス貿易等の項目

①	中国国内で受領するサービス貿易の対価としての収入(ライセンス、特許、通信、情報サービス使用料など)
②	非居住者個人の中国国内での労働報酬、在外機関又は非居住者個人が中国国内で受け取る株式配当、投資への配当、利益、担保提供等に伴う収益及び経常移転項目(資本移転を伴わない寄贈、賠償、税金等)
③	在外機関又は非居住者個人が中国国内で受け取るファイナンスリース料、不動産譲渡収入、出資持分譲渡収入

2. 納税証明提出の対象外となるサービス貿易等の主な項目

①	在中国機関の国外で発生する出張、会議、商品展示会などの費用
②	在中国機関の国外で発生する輸出入取引に関連する手数料、保険費用、賠償金、及び輸入取引において在外機関が受領する国際運輸費用
③	在中国の運輸業企業が国外で運輸業務に従事する事で発生する修理、油、港湾雑務等に関する費用

【従来との比較】

変更前	・対外送金に際し、原則的に金額に関わらず、納税証明の提出が必要。
変更後	・3万米ドルを超える場合、対象となる項目について納税証明の提出が必要。 (3万米ドル以下の場合、納税証明の提出が不要。)

今回の通知により一定金額を超えるサービス貿易等項目の決済において対外資金流出を規制することを明確にしました。一方、上海、天津、蘇州など6つの試行地区で実施されていた、5万米ドル超非貿易対外送金における事前届出制度(平成20年4月16日付りそな銀行アジアニュース)は、本通知実施日より廃止されました。

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-5223-6672
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 * 禁無断転載